

. s t y l e (ドットスタイル) 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「 . s t y l e (ドットスタイル) 」とする。

(事務所)

第2条 この会の事務所は山口市におく。

(目的)

第3条 この会は、地域の中で点在するひとり親家庭の親とその家族が孤立しないよう居場所をつくとともに、ひとつの自立した家庭として生活ができるよう、情報提供を行う。

また、地域社会にひとり親の困難について理解を啓発することで、ひとり親家庭の親とその家族が住みやすい社会の形成と、それに伴うひとり親家庭のQOLの向上に寄与するものである。

(活動内容)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次のような活動を行なう。

- (1) ひとり親家庭や低所得家庭に関する知識の獲得や情報交換ができ、親同士の繋がりをつくる場の提供。
- (2) 地域、社会などへ向けて、ひとり親家庭についての啓発活動。
- (3) ひとり親家庭の家族と支援者との交流事業。
- (4) その他、この会の目標達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 会員は、この会の趣旨に賛同し、所定の会費を支払ったものの家族全員が加入できるものとする。

(役員)

第6条 この会の運営のため役員をおく。

代表 (1名)、副代表 (1名)、会計 (1名)、監査 (1名)

(会議)

第7条 この会の会議はスタッフ会議 (不定期) とする。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第9条 この会則の必要事項の変更および追加等はスタッフ会議で協議の上決定する。

(附則)

第10条 この会則は、平成29年8月1日から施行する。
